

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答:健康保険医療課】

当市では、賦課割合について、低所得者層への負担軽減のため、現行の賦課割合（応能割 7：応益割 3）を維持する方針のもと、平成 30 年度からの保険税率を決定しました。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答:健康保険医療課】

子どもの保険税均等割の減免につきましては、他市の実施状況等を踏まえながら検討してまいります。なお、所得の低い世帯については、その負担を軽減するため所得に応じて、均等割額及び平等割額の軽減措置があります。この所得の基準額は、世帯員数に応じて定められているため、子どもがいる世帯のうち、一定の所得以下の世帯については軽減が受けられます。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答:健康保険医療課】

平成 30 年度からの 3 か年の国民健康保険税率を決定するにあたっては、今後の医療費の動向や医療費抑制のための取組を分析し、保険税必要額を算出した上で、すべてを被保険者にご負担いただくのではなく、被保険者の負担軽減を図るため、一定額の法定外繰入金を繰り入れることといたしました。

また、保険者努力支援制度などの活用により、特定財源の確保にも努めてまいります。

(2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年アンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5% です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答:課税課】

国民健康保険加入者は、前期高齢者の比率が健保組合等と比較し高いということもあり、平均所得が低く、また保険税負担も重くなるという構造的問題があります。ですが、国民皆保険制度の最後の受け皿という役割もあり、健全な財政運営を行っていくという必要性もあります。そのため、申請減免は、国の特別調整交付金対象の範囲にとどめ、国保に対する財政支援の拡充による低所得者に対する制度的保険税の軽減措置の拡充が恒久的に行われるよう制度の改正を訴えていく必要があると認識しております。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答:課税課】

局地的な災害においては、一律の基準を設けず、その被害と生活実態等を個別に勘案し、必要に応じ適切に減免を行うようにしております。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答:健康保険医療課】

一部負担金の減免基準については、現在、いわゆる生活保護の 1.2 倍を基準としています。この基準については、国の基準や被保険者間の公平性の観点等から判断すべきものと考えております。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答:健康保険医療課】

一部負担金の減免制度の申請にあたっては、ご相談があった際、申請書の書き方等、丁寧に説明するなどにより対応させていただきます。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答:収納課】

局地的な災害においては、一律の基準を設けず、その被害と生活実態等を個別に勘案し、必要に応じ適切に減免を行うようにしております。

② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答:収納課】

やむを得ず差押処分をする場合には、法令による差押え禁止についてはもとより、最低生活費相当額についても十分考慮して対応しております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答:健康保険医療課】

当市では、短期保険証対象世帯以外の世帯については、通常の保険証を郵送しております。また、短期保険証対象世帯につきましても、概ね1か月間、窓口において交付していますが、それでも交付できなかった世帯については、短期保険証を郵送しています。

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答:健康保険医療課】

窓口において保管している保険証については、世帯主様宛に郵送した保険証が不在もしくは、宛所不明等により郵便局から戻ってきた保険証となっています。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答:健康保険医療課】

当市では、資格証明書の発行は行っておらず、すべての方に保険証を発行しています。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答:健康保険医療課】

被保険者を代表する委員として、公募委員を委嘱しております。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答:健康保険医療課】

被保険者を代表する委員として、市民の方に参画いただいているとともに、国民健

康保険運営協議会については、公開により開催しております。また、国民健康保険税率等の改正を検討する際には、市民説明会及びパブリックコメントを実施しております。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答:健康保険医療課】

1,000円の自己負担金をいただいておりますが、これは財政的な問題だけでなく、「自分で負担した健診の結果」の重みを受診した方に感じていただき、その結果を踏まえて、その後の保健指導につなぐためのものです。また、集団健診において、40歳代の方の一部負担金を無料とする「40歳代無料クーポン券事業」を実施し、受診率の向上を図っています。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答:健康保険医療課】

健診実施日については、会場の手配の関係や特定健診とがん検診の同時受診ができる体制としていますので、期間を限定しています。

また、健診項目については、国の指針に基づき実施しており、がん検診の一部は、さらに追加実施しているものもあります。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答:健康保険医療課】

当市では、健康保険医療課ヘルスサポート担当保健師が、健康づくりに取り組んでいます。平成25年度から和光市健康づくり基本条例に基づき、ヘルスサポーターを養成し、行政と住民が協働で健康づくりに取り組んでいます。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答:健康保険医療課】

和光市個人情報保護条例に基づいて、個人情報の管理に留意しています。

2. 後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答:健康保険医療課】

資格証明書については、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、原則として交付しないことを基本的な方針としており、現在交付しておりません。また、保険料を滞納する高齢者には、保険料の納付を促す際に健康状態等を把握するよ

う努めているところです。

短期保険証については、広域連合が定める「埼玉県後期高齢者医療広域連合短期被保険者証交付等に関する要綱」の規定に基づき、市町村は対象者の納付状況報告のみを行っております。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答:健康保険医療課】

県内全域における健康長寿事業としては、フレイル対策(リーフレットによる意識啓発、歯科検診結果を活用した介入支援)、生活習慣病の重症化予防(医療機関への受診勧奨)、適正受診・適正服薬の推進(健康相談等訪問指導、適正服薬の推進)、健康診査や健康長寿歯科検診等各種事業を実施し、被保険者の皆様の健康維持に努めています。

また、和光市では、専門職による相談・訪問指導事業(栄養・口腔ケア)を実施し、ハイリスク・アプローチによる健康状態の改善を図っています。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答:健康保険医療課】

和光市では、特定健診にあたる長寿医療検診及び健康長寿歯科検診(75歳前年度到達者を無料実施し、また、人間ドック、ガン検診では一割程度の自己負担はありますが、安価に受診いただき健康増進の機会を提供しております。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答:長寿あんしん課】

第7期介護保険事業計画における地域支援事業の予算については、地域の状況及び地域包括ケアシステムの完全機能化という計画の基本目標を考慮し計画策定を行っています。予算額は第7期介護保険事業計画中の3年間で総額6億1,510万3千円としており、介護予防・日常生活支援総合事業として4億9,046万3千円、包括支援事業・任意事業については1億2,465万円の内訳となっています。第7期介護保険事業計画の1年目である平成30年度においては、概ね計画通り事業を実施し、介護予防・日常生活支援総合事業費については当初計画とおりに推移しています。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのように

おこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答:長寿あんしん課】

介護予防・日常生活支援事業におけるA型サービス事業所は通所事業所が7箇所、訪問事業所が11箇所となっています。

A型事業所については、もともとの訪問事業所や通所事業所がA型事業所の指定を受けて事業を実施しています。

B型事業については、今のところ行っておりませんが、市内に2か所ある高齢者福祉センターで実施している介護予防にもつなげる事業や、地域で住民主体で行っているサークル活動、また社会福祉協議会で行っている互助の訪問サービスなど活発な介護予防に資する事業が行われています。

今後は、生活支援体制整備事業をあわせて、地域づくるも含めて、担い手の養成について検討してまいります。

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。
- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来を保障してください。

【回答:長寿あんしん課】

当市では、平成27年4月から新しい日常生活支援総合事業を実施し、要支援認定者の訪問介護及び通所介護を地域支援事業に移行しています。地域支援事業となっても、サービスの提供者は介護サービス事業者が行っており、移行前とかわらぬサービスを提供しております。

また、サービスの単価についても、従来を維持しています。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) **高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。**

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答:長寿あんしん課】

当市では第7期介護保険事業計画においては、「地域包括ケアシステムの完全機能化による市民の生活の質（QOL）の向上」を基本目標に掲げています。その方が住み慣れた地域生活を継続できるように、介護度の軽度の方から重度の方まで介護サービスが行き届くように計画しています。

そのためには、個人への支援として、身体的な面だけのアプローチではなく、利用者の

心理的な側面、経済的な課題についても視野にいれて支援方法を検討する包括的マネジメント手法の定着や、地域互助力の効果、住まいに関する施策の検討などを行っています。

(2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答:長寿あんしん課】

認知症の方の支援としてニーズ調査による早期の認知症リスクの把握、認知症疾患センターと協力した認知症初期集中支援事業を行ったり、グループホームの整備も計画的に行い認知症の方を支える取組みを行っており。今後も認知症になっても、地域で生活していけるようなサービスの提供を行っていきます。

認知症の方が増加していきといわれている中、認知症の方を共生できる環境整備等を行ってまいります。

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答:長寿あんしん課】

当市では、各日常生活圏域毎に定期巡回型訪問介護・看護サービスや小規模多機能型居宅介護サービスのといった地域密着型サービスの整備やを行い、24 時間体制で在宅で介護を受けることができるように努めているところです。また、医療との連携として在宅支援診療所との協力、地域の基幹病院との入退院の連携についても行っています。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019 年 4 月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答:長寿あんしん課】

当市では、各事業者に対し、処遇改善加算の取得へ向けた指導を行っているとともに、実習生の受け入れや、研修会の開催など、介護職員の新規開拓と定着に向けた施策を行っているところですが、今後も実地指導等の機会において、具体的な相談支援を行ってまいります。

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答:長寿あんしん課】

現在のところ、市内事業所において、特定技能実習制度により労働させている外国人の事例はありませんが、介護職種技能実習制度については、今後、国の動向をみながら慎重に検討してまいります。

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答:長寿あんしん課】

介護現場におけるハラスメントの防止については、事業者と連絡体制をととのえ、そのようなケースがあれば、個別に対応しています。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答:長寿あんしん課】

第7期介護保険計画中に、地域密着型特別養護老人ホームの設置を予定しており、現在は関係各所と検討しております。また、特養待機者の方にも、総合的なアセスメントを実施し、待機中にも必要なサービスが提供できるようにしていきます。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答:長寿あんしん課】

高齢者への支援に際して、身体的な面だけではなく、心理的な面、経済的な面を考慮し、支援しています。

国への要望への機会がありましたら、要望をしてまいります。

(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起らないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒

否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答:長寿あんしん課】

当市では、地域包括支援センターや、ケアマネジャーのケアマネジメントにおいて、身体的、精神的、経済的な課題について総合的にアセスメントする、包括的ケアマネジメントの徹底を図っています。要介護1・2の方についても、その方の要望や生活状況等を総合的に判断し、その方のQOL向上に努めています。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。

【回答:長寿あんしん課】

2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額は9,656,000円です。2018年度の保険者機能強化推進交付金については、市町村特別給付費に充当しています。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。

【回答:長寿あんしん課】

2019年度の保険者機能強化推進交付金について、現在、国に交付申請を行っているところですが、他自治体によって交付金額を決定するため見込み額は不明です。昨年度と同様に、市町村特別給付に充当する予定です。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答:長寿あんしん課】

当市では、介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアの充実に努めてまいりました。評価指標への対応については、今まで取り組んできたことをさらに充実させて取り組み、利用者のQOLの向上を目的に、適正なケアマネジメントや施策をすすめていきます。評価については、様々な関係者からの意見を集約し慎重に対応をすすめて参ります。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答:長寿あんしん課】

介護保険料については、介護保険被保険者数の伸びや、その方たちの必要なサービス量を推計し保険料を決定しています。今後も適正なサービスがいきわたりつつ、適正な保険料となるように施策を検討していきます。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかのように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が

増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答:長寿あんしん課】

当市では、保険料段階を国基準より細かく、13段階で設定し、低所得者へ配慮しています。

また保険料そのものの軽減措置ではありませんが、非課税世帯の方に対し、介護サービスを利用した人への助成制度があります。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答:長寿あんしん課】

高齢者の方への支援については、その方の身体的な面のみならず、心理的な面や経済的な面も考慮し支援に努めているところです。

滞納している方については、法に基づき対応しているところですが、一方的な制裁ではなく、その方の状況を考慮し総合的な支援を行ってまいります。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答:長寿あんしん課】

2019年度は、第7期介護保険事業計画も2年目となりましたが、概ね、計画とおりに進んでいると見込んでいます。

被保険者数も増加しており、給付総額も増加していますが、適正なサービス提供を行い、急激な給付費の増加や、保険料の高騰がないよう努めてまいります。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答:長寿あんしん課】

当市では、介護保険の低所得者対策として、保険給付費利用者負担に対して、一定率の助成制度があり、老齢福祉年金の受給者には、100%、また非課税の世帯で所得に応じ、利用料の20～60%助成しています。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答:長寿あんしん課】

2018年度の高齢者虐待の件数は、高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査では、17件の相談があり、そのうち5件を虐待として判断し対応しています。高齢者虐待の相談

窓口として、当市では地域包括ケア課の総合相談支援調整担当が対応し、高齢者のみならず、障害者支援部門や生活困窮者支援部門と連携しながら対応していきます。また相談があった場合は、地域包括支援センターや市で、事実確認を行うとともに、必要に応じ分離支援などもしていきます。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答:社会援護課】

自立支援協議会にて協議を進めており、現在、「面的整備型」で拠点の整備を行う予定で進んでおります。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答:社会援護課】

自立支援協議会にて協議を進めつつ、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてまいります。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答:社会援護課】

自立支援協議会にて協議を進め、地域で安心して暮らせるよう整備を進めてまいります。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答:社会援護課】

自立支援協議会には各団体からの委員もおりますので、今後も当事者の声を聞きながら整備を進めてまいります。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。

平成 29 年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

- ① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】
 - GH 併設型
 - 単独型
- ② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】
- ③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答:社会援護課】

相談員が利用者の意向や特性に基づきグループホームの調整を行っておりますので、今後も相談員を通じてグループホームの利用希望者を把握していきます。

- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答:社会援護課】

第五次和光市障害者計画・第5期和光市障害福祉計画でうたっていた通り、平成30年度に市内にグループホームを2か所整備しました。今後もニーズにあった基盤整備を進めてまいります。

- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答:社会援護課】

ニーズ調査を行うとともに、介護やこども、困窮事業等と連携して支援を行っていきます。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答:社会援護課】

所得制限、年齢制限、一部負担金等は、市独自のものは導入していないため、撤廃することは現状考えていません。なお、平成31年1月1日から始まった所得制限に関しては、応能負担により対象者を真に経済的な給付を必要とする低所得者に限定し、負担の公平性を図る必要があることから導入しました。ご理解をお願いいたします。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答:社会援護課】

高額療養費や、不要なレセプト返還を避けるためにも埼玉県でも償還払いを推奨しており、現状の制度に支障をきたさない範囲での現物給付を行っていきます。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答:社会援護課】

精神障害者の医療費の助成に関しては、自立支援医療等の制度もあるため、精神障害者保健福祉手帳2級所持者を対象にすることは現状考えてはおりません。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答:社会援護課】

実施しております。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答:社会援護課】

年間利用時間は150時間と十分な時間数を上限としております。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答:社会援護課】

生活サポート事業につきましては、自己負担額の一部を市で助成することにより、1時間あたりの上限を500円とし、利用者にとって、利用しやすいものにしております。年間利用時間は150時間と十分な時間数を上限としております。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答:社会援護課】

利用者のニーズを踏まえながら必要に応じて県への働きかけを検討します。

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答:社会援護課】

当市では年齢制限、所得制限ともに導入しておりません。また、タクシー、自動車に関しては個別の料金ではないため介助者も利用できています。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答:社会援護課】

近隣市町村とは定期的に話し合いの場があり、地域に応じた制度の導入をしています。

6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答:社会援護課】

大規模な災害があった場合は、多くの人を負傷者等が生じるため、家族等支援する者がいない要支援者を優先することが必要なことから、現在のところ、法の定められた範囲に基づき、名簿登録をいたします。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答:社会援護課】

福祉避難所は高齢者や障害者、乳幼児、妊婦、病弱者といった要配慮者のうち、指定避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受入れる二次避難所として、指定避難所の状況を判断した上で必要に応じ開設します。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答:危機管理室】

和光市地域防災計画では、災害後に避難所以外でも、避難生活している「在宅被災者」への支援について定めております。

「在宅被災者」への支援としましては、要配慮者などの被災者の状況を把握した上で、要配慮者向けの食料などの必要物資の配布や保健師などによる巡回健康相談などの保健医療サービスの提供、また、復旧・復興の情報提供をまいります。

- (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答:社会援護課】

名簿は警察官、消防署、消防団、社会福祉協議会、自治会、民生委員、地域包括支援センター、自主防災組織、地区社協など、多くの定められた団体等に提供し、地域も含め提供していること。また、自治会や地区社協などは名簿を渡す際に協定書を結び厳重に保管するなどしており、重要な個人情報の保護を考慮し、民間団体への開示はして

おりません。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答:保育サポート課】

待機児童の実態につきましては、平成31年4月1日時点の待機児童数は40人となります。内訳といたしましては、1歳児30人、2歳児10人となり、前年度と比較いたしますと14人の減少となっております。

また、転園希望者を含むその他の入所不承諾者数はおよそ160名となっております。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答:保育サポート課】

年齢別の受け入れ児童数につきましては、平成31年4月1日時点での受け入れ児童数は0歳児109人、1歳児210人、2歳児227人、3歳児357人、4歳児362人、5歳児320人の合計1,585人となります。定員1,547人に対して38人の受け入れの増員をしております。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答:保育施設課】

平成30年度は、90名定員の保育所1園の新規整備を行いました。そのほか、認可外保育施設から小規模保育事業所へ整備した施設、定員拡大を行った小規模保育事業所、認可外施設から事業所内保育事業所に移行し地域枠を設定した施設により39名の定員増員となりました。今後も和光市子ども子育て支援事業計画に沿った基盤整備を行い、待機児童が解消されるよう努めてまいります。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答:保育サポート課】

育成支援児童の受け入れにつきましては、公設保育園のみならず、民設保育園においても積極的な受け入れを行っております。今後も、民設保育園への補助金交付などを通じて、支援を必要とする児童の受け入れ体制を整えてまいります。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答:保育施設課】

和光市子ども子育て支援事業計画に沿った認可外保育施設の認可施設への移行については、市の財政状況を鑑みながら必要に応じて、予算の範囲内で各種補助金等を活用し、支援してまいります。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答:保育サポート課】

保育士の処遇改善につきましては、保育士としての技能・経験を積んだ職員について月額4万円の追加的な処遇改善が行われております。また、平成31年度においても保育士平均で0.8%の処遇が改善されております。

市では、平成28年度から保育士の宿舍借上げ事業費補助金を活用し、保育士の確保に努めているほか、市独自の補助として特定教育・保育施設事業補助金に保育士人材確保促進事業を盛り込むなど、引き続き保育士の処遇改善に取り組んでまいります。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答:保育サポート課】

0歳児から2歳児の市民税非課税世帯の保育料につきましては、幼児教育・保育の無償化の対象となります。

また、保育所における3歳児から5歳児の給食食材料費（副食費）につきましては、これまで市が保育料の一部として徴収する仕組みとなっておりましたが、この度の「無償化」により、幼稚園と同様に保護者から直接徴収することとなりました。

保育所における給食は、ご家庭での食事と同様に子どもの生活を支える重要なものと認識しております。

そのため副食費の徴収につきましては、年収360万円未満相当の世帯や所得階層にかかわらず第三子以降のお子様は、徴収を免除することとなっております。

ご提案のありました独自の軽減措置につきましては、「無償化」によって子育て世帯の負担増に繋がらないよう留意し、国や他の自治体の動向も踏まえた対応を図ってまいります。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答:保育施設課】

和光市では、幼児教育・保育の無償化にあたって、子どもたちの命を預かる保育現場となる認可外保育施設等についても、子どもたちの安全確保を最優先に捉え、国が定める基準が適用されない経過措置期間中における基準を、国が定める基準の範囲内において条例で定める予定です。また、市内全保育従事者を対象とした研修の実施や、認可外を含めた民間保育施設に対する指導監査等を実施し、保育の質確保及び向上に努めてまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答:保育サポート課】

引き続き保育士等を対象とした研修を実施し、保育の質の低下が生じないようにしてまいります。また、育児休業取得による上の子につきましては、子育ての負担軽減を図るため、引き続き在園できることとしております。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位 40人以下」「児童 1人当たり 1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答:保育施設課】

入所決定にあたっては、1支援単位の児童数及び児童一人あたりの専用区画面積概ね 1.65㎡の基準を満たした運営をしているところです。

なお、学童クラブにおける集団生活では、子どもたちの安全・安心な生活の場として適した環境にするべく配置基準を満たした支援員により 40名以下のグループで活動しております。引き続き、適正規模の学童クラブの運営に取り組んでまいります。

また、平成 31 年 4 月から第五小学校敷地内に定員 60 名の「さつきの子学童クラブ」を新たに開所いたしました。今後も、待機児童が解消できるように努めてまいります。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 37 市町（63

市町村中 59%)、「キャリアアップ事業」で 23 市町(同 37%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答:保育施設課】

公設学童クラブについては、指定管理者制度を導入しており、国の放課後児童健全育成事業等に係る情報提供を行うとともに、当該指定管理者における支援員の研修参加状況や休暇の取得しやすさ等、支援員の処遇改善に向けた取り組み状況について、定期的なモニタリングを実施しています。今後とも支援員の処遇改善に向けて支援してまいります。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答:保育施設課】

国が定める当該基準の動向を注視しつつ、放課後児童健全育成事業を利用する児童にとって安心安全な生活の場を確保することを踏まえ、引き続き「和光市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を遵守した事業展開を実施してまいります。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18 歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学 3 年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18 歳年度末」まで拡充している場合は、引き続き継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答:ネウボラ課】

当市で子ども医療費助成の対象を高校 3 年生まで拡大した場合、財政的観点から非常に大きな負担が生じ、現行制度の維持も困難となることが予測されますので、拡大については、現時点では難しい状況です。今後の医療費の推移や財政状況を踏まえて引き続き検討してまいります。

- (2) 国や県への要請を行なってください。

【回答:ネウボラ課】

子ども医療費の埼玉県による助成については、引き続き国及び県に要望してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第 25 条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用

者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則 14 日以内、長くとも 30 日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答:社会援護課】

当市の「保護のしおり」については、適宜、見直しをおこなっております。表記や表現の方法については、特定の文言にこだわることなく、相談者・利用者の方に分かりやすい文章と、伝わりやすい情報量の「しおり」となるよう、今後も見直しを続けてまいります。

(2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答:社会援護課】

当市では地域包括ケア課を中心に、福祉部署の横の連携を強化しております。高齢者・障害者・子育て世代・困窮の各相談支援事業所と生活保護担当とは、日常的に情報共有と連携を図っていることから、それぞれの利用者や相談者で経済的な支援が必要な方については、制度案内と支援が行き届くような体制が築かれていると考えております。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答:社会援護課】

当市においては、相談にいらした方に対して、生活保護に先立って活用できる可能性のある制度等についてご案内することはありますが、申請意思をお持ちの方に対して申請書を交付しないということはありません。

3、保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答:社会援護課】

当市では本年度でシステム会社との契約期間が満了することから、次年度以降の契約において、改善が可能かどうか検討をする予定です。

4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答:社会援護課】

ケースワーカーの増員については、人事当局に対して人員の充足の要望をする予定です。

5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答:社会援護課】

ケースワーカーの増員については、人事当局に対して人員の充足の要望をする予定です。

6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答:社会援護課】

現時点では個別に要望を提出する予定はありません。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答:社会援護課】

当市では生活困窮事業と生活保護は同一の課で担当しておりますので、業務としての情報共有や連携については十分に図れている状況であると考えております。